

京都芸術大学芸術学部履修規程

2024年4月1日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都芸術大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第 5 章に基づき、履修の方法、学習の評価、課程修了の認定および卒業について必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、学則第 11 条 1 項に定めるとおり、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。学生は、自身の責任において履修登録を行い、授業科目が本学によってキャンセルされた場合を除き、履修登録したすべての授業科目が成績評価の対象となることを念頭に、誠実に履修する義務を負う。

2 正当な理由なく、定められた期間内に履修登録を行わない場合は、授業の受講及び単位の認定はできないものとする。その場合も納入された学費は返還しない。病気、事故等やむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教務窓口に出なければならぬ。

3 履修登録期間は学期始めの第 1 クォーターと第 3 クォーターとする。ただし、特殊な授業科目の履修登録方法は別に定める（第 8 条～第 16 条）。

4 同一名称の授業科目を同時に 2 つ以上履修することはできない。

5 既修得科目は、履修することはできない。

6 在籍する学年より上位学年に配当されている授業科目は、履修することはできない。

7 授業日程が重複する授業科目は、履修することはできない。

8 履修登録の手続きは次のとおりとする。

(1) ガイダンスに参加し、当該年度に履修すべき授業科目や事前手続きが必要な授業科目について理解する。

(2) シラバスを読み、その内容を理解し、履修科目を決める。

(3) 履修登録システムにより、所定の期日までに履修しようとする授業科目を登録する。第 25 条に定める修学指導対象者は、アカデミック・アドバイザーの指導のもとに学習計画書を作成し、履修登録時にアドバイザーの承認を得るものとする。

(4) 抽選等により、履修登録した授業科目がキャンセルされた場合は、必要に応じて所定の期間に追加登録を行うことができる。ただし、追加登録はキャンセルとなった授業科目の単位数を上限とする。

(5) 登録結果に間違いがないか、必ず確認する。履修登録システムにおいてエラーが表示された場合は、履修修正期間に修正を行う。

(履修者の制限)

第 3 条 授業の目的や内容及び教室の設備等により、履修者に制限を設けることがある。履修者の制限を行う場合の履修手続きは、以下のとおりとする。

(1) 履修登録開始前にクラスを指定する授業科目

あらかじめクラスを指定する場合は、履修登録開始前に受講者を決定し、学科・センターより通知する。学生は、発表内容に基づき、履修登録を行うものとする。クラス分けのために、試験の受験や志望理由等の書類提出を求めることがある。

(2) 履修登録締切後にクラス分けを行う授業科目

特定のクラスにて履修登録を受け付け、履修登録締切後に大学がクラス分けを行い修正登録を行う。学生は、通学課程の学修システム「A-portal」上でクラス分けの結果を確認する。

(3) 定員を定める授業科目

定員を超える場合には、履修登録締切後に抽選等を行い、受講者を決定し、学科・センターより通知する。ただし、定員を定めない授業科目においても、受講者数によっては受講を制限することがある。抽選にはずれた授業科目がある場合は、所定の期間に、その単位分を上限として、追加登録を行うことができる。

(4) 受講条件を定める授業科目

GPA 水準や、他の授業科目の修得を前提条件に定める場合は、その旨をシラバスに明記する。履修登録締切後、条件を満たしていない場合は、履修登録を取り消す。この場合、取り消された授業科目のかわりに追加登録を行うことはできない。

(履修登録の取り消し)

第 4 条 学生の履修登録後、以下の場合は、大学が履修登録を取り消すものとする。

(1) 指定されたクラス以外を履修登録している場合

(2) 定員超過により抽選等を行い、抽選漏れとなった場合

(3) シラバスに示された受講条件を満たしていない場合

(4) 授業日程が重複する科目を登録している場合

(5) 実習費等の納入が必要な授業科目で、指定の期日までに費用が納入されない場合

2 前項 2 号の場合を除き、取り消された授業科目のかわりに追加登録を行うことはできないものとする。

3 1 条 4 号の場合は、重複する授業科目のうち一方を取り消すものとする。

(履修修正期間)

第 5 条 各クォーターの授業開始後 1 週間程度、履修修正期間を設ける。履修修正を希望する学生は、所定の期間に自ら修正を行うものとする。

2 履修修正は以下の通りとし、新規の追加登録は受け付けない。

(1) 履修エラーが表示されている授業科目の修正

(2) 学修計画の見直しによる授業科目の削除、ただし、必修科目と抽選により登録された授業科目を削除することはできない。

- 3 前項にかかわらず、以下については新規の追加登録を可能とする。ただし、第7条に定める履修登録単位数の上限を超えて登録することはできない。
 - (1) 当該学期に履修すべき卒業要件必修科目の登録漏れ
 - (2) 卒業及び進級見込み判定で不足を指摘された単位分の追加登録
 - (3) 学則別表1に定める「教職課程に関する科目」または「学芸員課程に関する科目」のうち、当該学期に履修が必要とアカデミック・アドバイザーが判断する科目
 - (4) 「免許資格科目表」に定める幼稚園免許一種免許状及び保育士資格に係る必修科目のうち、当該学期に履修が必要とアカデミック・アドバイザーが判断する科目
- 4 夏期集中授業については、第1または第2クォーターの履修修正期間に修正を行うものとする。

(履修削除)

- 第6条 学生は、所定の期間に限り、履修削除を申請することができる。
- 2 履修削除は、以下のいずれかの理由によるものに限る。
 - (1) 病気・事故等による入院または加療
 - (2) 実習・介護等体験・インターンシップと授業との日程重複
 - (3) 上記以外の事由により、十分な学修成果が得られないと学生本人が判断した場合
 - 3 必修科目及び準正課科目、他大学等において履修する授業科目は履修削除の対象外とする。
 - 4 履修削除を申請する学生に対しては、アカデミック・アドバイザーとの面談を求めることがある。学生は、履修削除により、他の授業科目の履修に必要な前提条件を満たさなくなる場合や、4年間で卒業に必要な単位を修得できなくなる場合があることを十分理解し、申請の判断を行うものとする。
 - 5 履修削除申請期間は各クォーターの授業終了前に1週間程度設け、夏期集中授業については別に定める。
 - 6 履修削除した授業科目は、成績通知書にWとして記録するが、成績証明書には記録しない。また、単位数は、GPA算出には含まないが、履修登録単位数の上限に含める。
 - 7 当該学期のすべての授業科目を削除した場合も、休学とはならず在学となるため、学費の返還は行わない。

(履修登録単位数の上限)

- 第7条 学生が、自学自習時間を確保したうえで、適切に授業科目を履修できるようにするため、各学期に履修登録できる単位数の上限（以下、「CAP」という。）を定める。
- (1) 2024年度以降入学生
クォーター毎に10単位を上限とする。ただし直近のGPA（学期）が2.5以上の者は、翌学期の上限を12単位とする。環境デザイン学科及びこども芸術学科は、建築士資格、幼稚園教諭免許等の修得を考慮し、以下の通り定める。

《クォーター毎の履修単位上限（単位）》

	1 年前期	直近の GPA（学期）	
		2.5 以上	2.5 未満
下記以外の学科	10 単位	12 単位	10 単位
環境デザイン学科	12 単位	12 単位	10 単位
こども芸術学科	13 単位	13 単位	12 単位

(2) 2024 年度以降編入生及び再入学生

入学年度前期は、クォーター毎に 12 単位を上限とする。以降の学期は、前号を準用する。

2 以下の授業科目は、CAP の対象外とする。

- (1) 「卒業研究・制作」
- (2) 夏期集中科目
- (3) 教職課程に関する科目
- (4) 学芸員課程に関する科目
- (5) 準正課科目
- (6) 本学在学中に他大学等において履修した授業科目
- (7) e-learning 科目

3 卒業及び進級に必要な単位数が不足する場合であっても、CAP を超えて登録することはできないものとする。

(e-learning 科目)

第 8 条 芸術教養科目のうち、通信教育課程の学修システム「airU」を利用して e-learning による学習を行う「芸術史講義（日本）1～4」「芸術史講義（アジア）1～4」「芸術史講義（ヨーロッパ）1～4」「芸術史講義（近現代）1～4」については、履修登録の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 e-learning 科目の開講期は 4 月～6 月（以下、春期とする。）、10 月～12 月（以下、秋期とする。）、7 月～9 月（以下、夏期とする。）、1 月～3 月（以下、冬期とする。）とする。
- 3 春期・夏期開講科目は第 1 クォーター、秋期・冬期は第 3 クォーターの履修登録期間に、履修登録を行うものとする。
- 4 クォーター毎の CAP には含めず、別途 CAP を設ける。春期・秋期はそれぞれ 1 科目、夏期・冬期はそれぞれ 2 科目を履修の上限とする。
- 5 単位修得の方法は、レポート試験とする。レポート試験提出後に、講評動画を視聴しない者は、成績評価の対象外とする。
- 6 単位認定学期は、春期開講科目は第 2 クォーター末、夏期開講科目は第 3 クォーター末、秋期開講科目は第 4 クォーター末、冬期開講科目は翌年度の第 1 クォーター末とする。
- 7 履修可能年次は 2 年次以上とする。ただし、冬期開講科目を卒業年次に履修することはできない。また秋期卒業を希望する学生は、夏期開講科目を履修することはできない。
- 8 単位認定学期を休学した場合は、復学後最初の学期に単位認定を行う。

(国内／海外研修プログラム)

第 9 条 国内又は海外にて研修を行うプログラムについては、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 研修プログラムは、大学が主催し、開催に応じて募集を行うものとする。
- 3 学生は、募集説明会に参加し、所定の期間に、必要な応募書類を提出するものとする。
- 4 参加にかかる費用は、原則自己負担とする。
- 5 単位認定は筆記試験・レポート試験・パフォーマンス課題のいずれかをもって行う。成績評価は「P」または「NP」の 2 段階で行い、修得した単位は自由選択科目として卒業要件に含むが、GPA 算出には含まない。
- 6 その他、国内／海外研修プログラムの履修に関し、必要な事項は別に定める。

(キャリア・インターンシップ)

第 10 条 キャリア・インターンシップについては、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 インターンシップへの参加を希望する者は、原則研修の 1 か月前までに事前申請を行うものとする。
- 3 必要な事前・事後学習を行った上で、40 時間以上（原則として 1 日 8 時間以内）の研修実績がある場合は、所定の審査を行い単位を認定する。ただし、1 回でも他に履修している授業を欠席して参加するインターンシップについては、単位認定の対象外とする。
- 4 成績評価は「P」または「NP」の 2 段階で行い、修得した単位は自由選択科目として卒業要件に含むが、GPA 算出には含まない。
- 5 その他、キャリア・インターンシップの履修に関し、必要な事項は別に定める。

(リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクト)

第 11 条 リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクトについては、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクトについては、開催に応じて募集を行う。
- 3 学生は、募集説明会に参加し、所定の期間に、必要な応募書類を提出するものとする。
- 4 単位認定は筆記試験・レポート試験・パフォーマンス課題のいずれかをもって行う。成績評価は「P」または「NP」の 2 段階で行い、修得した単位は自由選択科目として卒業要件に含むが、GPA 算出には含まない。
- 5 単位認定学期は、プロジェクト終了後の翌クォーター末とする。単位認定学期を休学した場合は、復学後最初の学期に単位認定を行う。
- 6 その他、リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクトの履修に関し、必要な事項は別に定める。

(他大学等における授業科目)

第 12 条 本学在学中に他大学等で履修した単位については、60 単位を上限とし、以下のとおり本学における卒業に必要な単位として認定する。

- 2 所定の要件を満たした場合は、学生が本学休学中に他大学等において履修した授業科目についても単

位認定を行うことができる。休学期間中における学修の単位認定に関し、必要な事項は別に定める。

第12条の2 本学在学中に大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用して履修する授業科目については、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 出願受付は前期科目、後期科目ともに前期始めに行う。ただし、追加募集がなされた科目においては、後期始めの出願も行う場合がある。
- 3 学生は所定の期間に自身で「単位互換・京カレッジポータルサイト」からWEB出願を行い、印刷した「出願票」を教務窓口へ提出するものとする。履修の可否については、「単位互換・京カレッジポータルサイト」を通じて結果を通知する。
- 4 試験及びレポートについては、「単位互換・京カレッジポータルサイト」で案内する。
- 5 修得した単位は、本学の自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。卒業要件には含むが、GPA算出には含まない。単位認定の時期はそれぞれ前期末、後期末とし、夏期集中は後期末に含める。
- 6 その他、大学コンソーシアム京都の単位互換制度による履修に関し、必要な事項は別に定める。

第12条の3 本学在学中に東北芸術工科大学との単位互換制度を利用して履修する授業科目については、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 開講期は夏期集中とし、前期中に出願受付を行う。
- 3 学生は、所定の期間に、必要な応募書類を教務窓口へ提出するものとする。
- 4 修得した単位は、本学の自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。卒業要件には含むが、GPA算出には含まない。単位認定の時期は後期末とする。
- 5 その他、東北芸術工科大学との単位互換制度による履修に関し、必要な事項は別に定める。

第12条の4 本学在学中に東北芸術工科大学との交換留学を利用して履修する授業科目については、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 交換留学の期間は、3年次後期の1学期間とする。
- 3 前期中に当該年度の交換留学生を募集する。
- 4 学生は、所定の期間に、必要な応募書類を教務窓口へ提出するものとする。
- 5 交換留学生は、学内選考及び東北芸術工科大学での選考の2段階選考を経て決定し、本人に通知する。
- 6 学生は、当該年度内に「留学報告書」に必要事項を記入し提出するものとする。
- 7 修得した単位は、当該授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目または自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。卒業要件には含むが、GPA算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目に即さない場合は、認定を行わない。
- 8 その他、東北芸術工科大学の交換留学の履修に関し、必要な事項は別に定める。

第12条の5 本学在学中に海外協定校との交換留学を利用して履修する授業科目については、履修の方法、単位認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 交換留学の期間は2年次前期から3年次前期までの、各1学期間を原則とする。ただし、特別な事情

が認められる場合は、その他の期間の留学を認めることがある。

- 3 前期、後期それぞれに国際交流プログラム説明会を実施し、翌年度の交換留学生を募集する。
- 4 学生は、所定の期間に、必要な応募書類を国際交流センター窓口へ提出するものとする。
- 5 交換留学生は、学内選考及び協定校選考の2段階選考を経て決定し、本人に通知する。
- 6 学生は、帰国後速やかに所定の書類を添付の上、「交換留学における修得単位認定願」を提出するものとする。
- 7 修得した単位は、当該授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目または自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。卒業要件には含むが、GPA算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目に即さない場合は、認定を行わない。
- 8 その他、海外協定校との交換留学の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(副専攻)

第13条 副専攻については、履修の方法、副専攻修了認定の方法を以下のとおり定める。

- 2 芸術教養科目に「メディア・テクノロジー副専攻」「オルタナティブ・アート副専攻」「ソーシャル・イノベーション副専攻」を置く。
- 3 各副専攻の必修科目として、「概論」「特論1」「特論2」「総合演習」(各2単位)及び選択科目を置く。「特論1」「特論2」を履修するには「概論」が修得済みであること、「総合演習」を履修するには「特論1」及び「特論2」が修得済みであることを、それぞれ要件とする。
- 4 副専攻は、1年次で履修可能な「概論」をのぞき、2年次以上かつ直近のGPA(学期)が2.3以上の者のみ履修可能とする。副専攻の受講を希望する学生は、所定の期間に副専攻受講申請を行うものとする。
- 5 副専攻履修開始後、GPA(学期)が2.3を下回る場合も副専攻の履修は可能とする。ただし、アカデミック・アドバイザーとの面談を勧めることがある。
- 6 一度に履修できる副専攻は1つとする。「総合演習」を修得し終えた者は、別の副専攻の履修を可とする。
- 7 各副専攻毎に、必修8単位と、選択6単位以上、計14単位以上を修得した者には、卒業時に「副専攻修了証明書」を交付する。
- 8 その他、副専攻の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(教職課程)

第14条 教職課程を履修しようとする学生は、2年次始めに教職課程受講申請を行うものとする。

- 2 教職課程の履修は、教職免許状が取得可能な学科・コースに所属する者であり、かつ1年次に「教師論」を修得済みであること、及び1年次末の教職課程履修ガイダンスに出席していることを要件とする。
- 3 教職課程の履修を希望する学生は、所定の期日までに、必要な書類を教務窓口へ提出するものとする。
- 4 教職課程の履修には、別途受講料を必要とする。期日までに受講料の納入がない場合は、教職課程の履修を放棄したものとみなし、教職課程に関する科目の履修登録を取り消す。
- 5 その他、教職課程の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(学芸員課程)

- 第15条 学芸員課程を履修しようとする学生は、2年次始めに学芸員課程受講申請を行うものとする。
- 2 学芸員課程の履修は、1年次に「美術史1」「美術史2」を修得済みであることが望ましい。かつ、1年次末の学芸員課程履修ガイダンスに出席していることを要件とする。
 - 3 学芸員課程の履修を希望する学生は、所定の期日までに、必要な書類を教務窓口へ提出するものとする。
 - 4 学芸員課程の履修には、別途受講料を必要とする。期日までに受講料の納入がない場合は、学芸員課程の履修を放棄したものとみなし、学芸員課程に関する科目の履修登録を取り消す。
 - 5 4年次の「博物館実習2」を履修するには、3年次までに学則別表1に定める「学芸員課程に関する科目」18単位のうち14単位以上を修得済みであること及び3年次後期に実施する博物館実習2ガイダンスに出席していることを要件とする。
 - 6 その他、学芸員課程の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第16条 学生が本学入学前に他大学等において修得した単位（以下、「既修得単位」という。）については、各授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目または芸術教養科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。卒業要件には含むが、GPA算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目に即さない場合は、認定を行わない。
- 2 既修得単位の認定を希望する学生は、1年次始めの所定の期間に出身大学等の成績証明書と、認定を希望する科目の内容が判る資料（シラバス、履修要項等）を添付のうえ、「既修得単位認定願」を教務窓口へ提出しなければならない。
 - 3 既修得単位として認定できる単位は30単位を上限とし、第12条の在学中及び休学中の他大学等における学習により修得した単位と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 既修得単位として認定された授業科目を履修登録していた場合は、履修修正期間の削除を可能とする。
 - 5 その他、入学前の既修得単位等の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(授業の出席)

- 第17条 授業への出席は、出席管理システムで管理する。
- 2 授業開始から10分までを出席、10分経過から30分までを遅刻とする。
 - 3 授業終了30分までの退出は早退とする。
 - 4 芸術教育資格支援センター及びこども芸術学科においては、別に定める。

(公欠)

- 第18条 以下の事由による欠席は、「公欠」とする。
- (1) 学校保健安全法施行規則に規定された学校感染症による登校停止
 - (2) 忌服（2親等までの親族）
 - (3) 裁判員制度による任務

(4) 補講期間中の補講同士の重複

(5) 筆記試験と補講の重複

- 2 1項1号の事由により公欠が認められる授業科目は、対面授業のみとする。
- 3 1項5号の事由により公欠が認められる授業科目は、補講のみとし、筆記試験の公欠は認めない。
- 4 学生は、公欠となる欠席が生じた際は、所定の期間に必要書類を添付の上、「公欠届」を教務窓口へ提出するものとする。
- 5 公欠を受理した場合は、総授業回数の分母から公欠となった授業回数を減じる。ただし、公欠届の対象となる欠席が授業時間数の1/3を超える場合には、「公欠届」を提出することはできないものとする。
- 6 筆記試験の欠席に関しては、別に定める。

(単位修得の認定)

第19条 単位修得の認定は、筆記試験、レポート試験、パフォーマンス課題（作品、論文、発表等）のいずれかによるものとし、シラバスにおいて明記する。

- 2 当該授業科目の履修登録をしていない者は、単位認定を受ける資格がないものとする。

(不正行為)

第20条 試験等における不正行為については、「京都芸術大学学生懲戒規程」及び「期末試験における不正行為に関する規程」の定めるところによる。

(成績評価)

第21条 成績評価は、すべての授業に出席することを前提とし、出席が全授業時間数の2/3に満たない場合は、原則成績評価の対象外とする。

- 2 成績評価は、シラバス等にあらかじめ明示した授業科目ごとの学修目標及び到達目標を基準とする。

評定	評点	評価基準	判定	GP
S	90~100	学修目標を達成し、めざましい学修成果がみられる(outstanding)	合格	4
A	80~89	学修目標を達成し、優れた学修成果がみられる(excellent)	合格	3
B	70~79	到達目標を達成し、一定の学修成果がみられる(good)	合格	2
C	60~69	到達目標を概ね達成しているが、さらなる努力が必要である(pass)	合格	1
D	0~59	到達目標を達成していない(fail)	不合格	0
F	-	評価対象外	不合格	0
P	-	合格基準に達している(pass)	合格	対象外
NP	-	合格基準に達していない(not pass)	不合格	対象外

- 3 成績証明書には、合格となった授業科目のみを記載し、評定を用いる。ただし、認定科目は「N」と表示する。
- 4 授業科目ごとの成績評価に対し、その質を表す指標としてグレードポイント(GP)を定める。

(成績確認)

第22条 以下の場合については、学生は成績確認を申請することができる。

- (1) 履修登録したが、成績評価の記載がない科目
- (2) 履修登録していなかったが、成績評価が記載されている科目
- (3) シラバスに記載された評価基準を満たしていなかったが、合格評価(「S」「A」「B」「C」「P」)となった科目
- (4) シラバスに記載された評価基準を満たしたにも関わらず、不合格評価(「D」「F」「NP」)となった科目
- (5) シラバスに記載された評価基準と、実際の成績評価が異なる科目

2 成績確認は、成績開示日を含め4日以内(事務局閉室日をのぞく)に「成績確認願」を教務窓口に提出するものとする。ただし、進級要件を満たさなかった者及び卒業要件を満たさなかった者については別に定め、文書で通知する。

(GPAの算出)

第23条 学修成果の質を表す指標として、次の方法でGPA(Grade Point Average)を算出する。小数点以下は第3位を四捨五入する。

GPA算出の計算式

$$GPA = \frac{(\text{履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

GPAの算出例

科目名	単位数	素点	評価	GP
百科学Ⅰ	2	92	S	4
文学	2	87	A	3
英語Ⅰ	2	81	A	3
政治学	2	71	B	2
体育実技	1	64	C	1
美術史	2	58	D	0
地域学	2	-	F	0

$$GPA = \frac{(4 \times 2 + 3 \times 2 + 3 \times 2 + 2 \times 2 + 1 \times 1 + 0 \times 2 + 0 \times 2)}{(2 + 2 + 2 + 2 + 1 + 2 + 2)} = 1.92$$

2 以下の授業科目は、GPA算出の対象外とする。

- (1) 本学在学中に他大学等において履修した授業科目
- (2) 本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目
- (3) 編入学及び再入学における単位認定科目
- (4) 準正課科目及び正課外科目

3 成績評価が「D」「F」「W」となった授業科目を再度履修し、「C」以上の評価を得た場合は、成績評価を上書きし、GPAの算出に際しては、履修科目単位数の総和には含めない。

4 第1・第2クォーターの成績結果、及び夏期集中と第3・第4クォーターの成績結果を元に算出したGPAを、それぞれ「GPA(学期)」とし、「GPA(通算)」とともに、A-portalで通知する。

(成績優秀者表彰制度)

第24条 各学年及び卒業時において、学業成績が優秀な学生に対し、表彰を行う。

(修学指導)

第25条 次に掲げるいずれかに該当する学生は、修学指導の対象とする。

- (1) 直近のGPA(学期)が1.5未満の学生
- (2) 進級及び卒業不可となった学生
- 2 修学指導対象学生は、学業を改善するため、アカデミック・アドバイザーの指導のもとに学習計画書を作成し、履修登録時にアドバイザーの承認を得なければならない。
- 3 1条1項の事由により、2学期連続して修学指導の対象となった学生は、各学期成績公開後、学費支弁者(本人が学費支弁者の場合は保証人)に書面にてその旨を報告する。
- 4 学業改善が見られない場合は、アカデミック・アドバイザーに加え、教務部長等による面談を行う。面談において、卒業の見通しがないと判断した場合は退学を勧告することがある。

(卒業要件)

第26条 1年次入学生は、4年以上本学に在学し、以下により124単位以上を修得しなければならない。

かつ、卒業時GPA(通算)1.5以上を満たさなければならない。

- (1) 芸術教養科目 40単位以上
- (2) 専門科目 68単位以上
- (3) 上記いずれかの科目、または自由選択科目より16単位以上
- 2 自由選択科目は、以下のいずれかとする。
 - (1) 準正課科目(第9条から第11条に規定する授業科目及び「国語入門1」「国語入門2」「数学入門1」「数学入門2」「数学基礎1」「数学基礎2」)
 - (2) 教職課程に関する科目または学芸員課程科目に関する科目から12単位を上限に算入するもの
 - (3) 他大学等で履修した授業科目(第12条)のうち自由選択科目として認定を行うもの
- 3 こども芸術学科については専門科目より20単位を上限として芸術教養科目に算入できるものとする。
- 4 2年次編入生は、3年以上本学に在学し、編入時に認定された単位を含め、以下により124単位以上を修得しなければならない。かつ、卒業時GPA(通算)1.5以上を満たさなければならない。
 - (1) 芸術教養科目 24単位以上
 - (2) 専門科目 58単位以上
 - (3) 上記いずれかの科目、または自由選択科目より12単位以上
- 5 3年次編入生は、2年以上本学に在学し、編入時に認定された単位を含め、以下により124単位以上を修得しなければならない。かつ、卒業時GPA(通算)1.5以上を満たさなければならない。
 - (1) 芸術教養科目 16単位以上
 - (2) 専門科目 38単位以上
 - (3) 上記いずれかの科目、または自由選択科目より8単位以上
- 6 2年次転学科生は、1項の卒業要件を適用する。ただし、専門科目については、転学科後の学科に

において 58 単位以上を修得しなければならない。

- 7 3 年次転学科生は、1 項の卒業要件を適用する。ただし、専門科目については、転学科後の学科において 38 単位以上を修得しなければならない。
- 8 転学科及び転コース前に修得した芸術教養科目および自由選択科目は、転学科後もそれぞれ芸術教養科目、自由選択科目に算入する。転学科前に修得した専門科目は、転学科後は「前所属専門科目」として専門科目に算入する。以上いずれにおいても、転学科及び転コース前の修得単位の評価を引き継ぎ、転学科及び転コース後の GPA（通算）に算入する。

	芸術教養科目	専門科目	自由選択科目	計
1 年次入学生	40 単位以上	68 単位以上	・ 準正課科目 ・ 教職課程に関する科目または学芸員課程科目（12 単位を上限とする） ・ 他大学等で履修した授業科目	124 単位以上
2 年次転学科生	40 単位以上	68 単位以上 (転学科後 58 単位以上)	・ 準正課科目 ・ 教職課程に関する科目または学芸員課程科目（12 単位を上限とする） ・ 他大学等で履修した授業科目	124 単位以上
3 年次転学科生		68 単位以上 (転学科後 38 単位以上)		
2 年次編入生	24 単位以上	58 単位以上	・ 30 単位一括認定 ・ 準正課科目 ・ 教職課程に関する科目または学芸員課程科目（12 単位を上限とする） ・ 他大学等で履修した授業科目	124 単位以上
3 年次編入生	16 単位以上	38 単位以上	・ 62 単位一括認定 ・ 準正課科目 ・ 教職課程に関する科目または学芸員課程科目（12 単位を上限とする） ・ 他大学等で履修した授業科目	

(進級要件)

第 27 条 次の学年への進級要件を以下の通り定める。進級要件を満たさない場合は、進級不可とし、留年とする。(在学期間は、休学をのぞく在籍期間をいう。)

	2 年次への進級	3 年次への進級	4 年次への進級
1 年次入学生	「進級研究・制作 1」を修得済みであること。 卒業合計 28 単位以上を修得済みであること。 GPA (通算) 1.3 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。	1 年次必修科目および「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA (通算) 1.4 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。	2 年次必修科目および「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA (通算) 1.5 以上であること。 在学期間が 36 ヶ月以上あること。

<p>2 年次編入生 2 年次転学科生</p>		<p>「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.4 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。</p>	<p>2 年次必修科目および「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。</p>
<p>3 年次編入生 3 年次転学科生</p>			<p>「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。</p>

（規程の改廃）

第 28 条 本規程の改廃は、代表教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行し、2024 年度入学者から適用する。